

## <駐車場法>

### 路外駐車場の構造及び設備の基準について

#### 1. 法規上、自動車の出口及び入口を設けることができない道路等の部分

路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が 500 m<sup>2</sup>以上の駐車場を設置する場合、駐車場法施行令（以下「令」という。）第7条の規定により、次に掲げる部分については、自動車の出口及び入口を設けることができないとされています。

##### ① 道路交通法第44条に掲げる道路の部分

ア 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷地内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

イ 交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m以内の部分

ただし交差点の側端からの距離については、国土交通大臣が認めたものを除く。

ウ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に 5m以内の部分

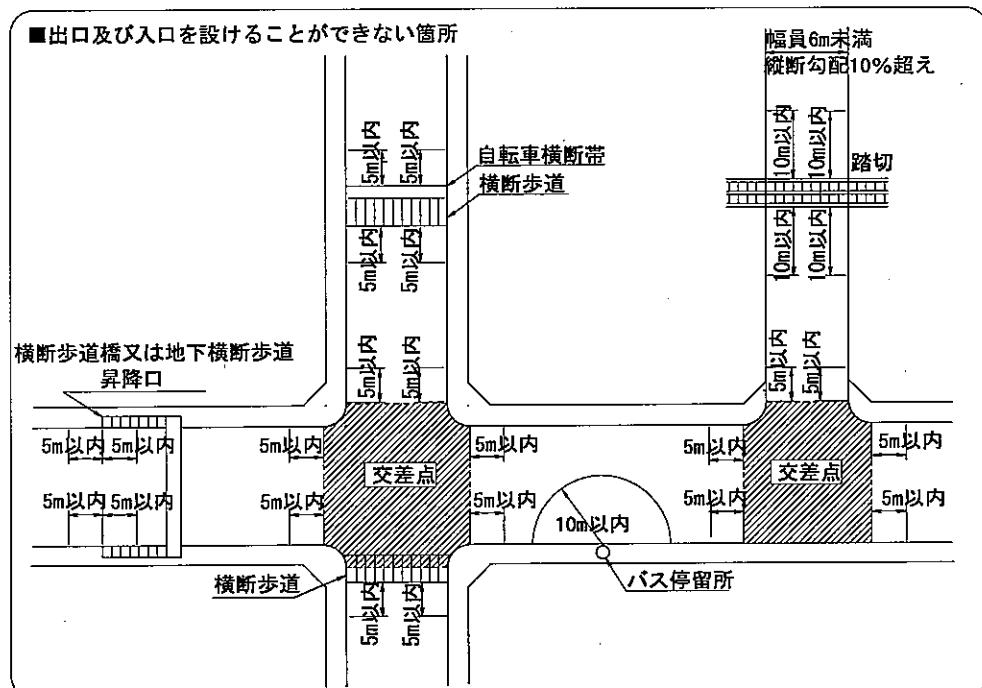
エ 安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10m以内の部分

オ 乗合自動車の停留場又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標柱又は標示板が設けられている位置から 10m以内の部分

カ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10m以内の道路の部分

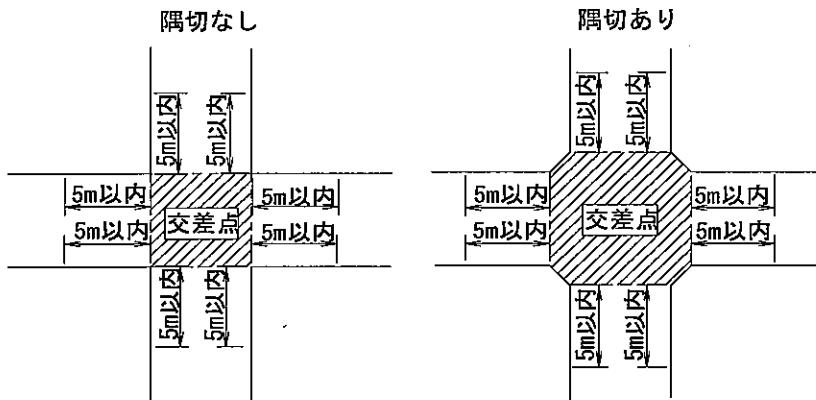
##### ② 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から 5m以内の道路の部分

## <1. ① ② ④>



### ■出口及び入口を設けることができない箇所

(歩道がない道路)



- ③ 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、保育所、精神薄弱児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園若しくは児童館の出入口から 20m以内の道路の部分

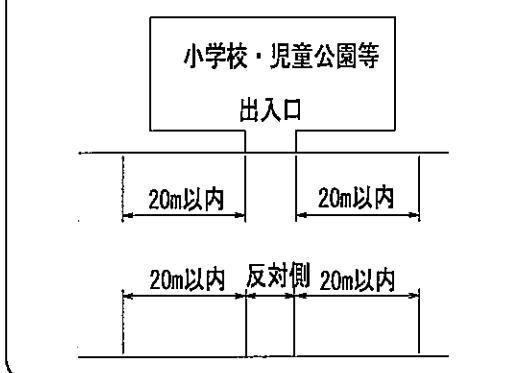
なお、当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、車線が縁石又はさく等工作物により往復の方向別に分離されている道路以外の場合にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20m以内の道路の部分を含む。

- ④ 陸橋の下、橋、トンネル、幅員が 6m未満の道路又は縦断勾配が 10%を超える道路の部分　ただし橋、トンネルについては、国土交通大臣が認めたものを除く。

< 1 . ③ >

### ■出口及び入口を設けることができない箇所

(③のなお書きの箇所)



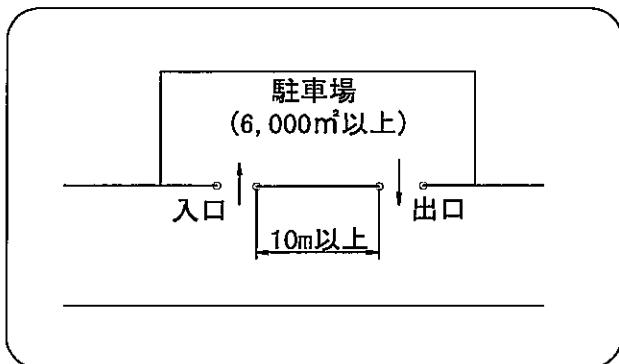
## 2. 出口及び入口の構造に関する基準

- ① 前面道路が 2 以上ある場合は、自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設け

なければならない。(歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときなど特別の理由があるときはこの限りではない。)

- ② 駐車の用に供する部分の面積が  $6,000\text{ m}^2$  以上の場合、出口と入口を分離し、かつ、それらの間隔を道路に沿って 10m 以上とする。ただし自動車の出入口を設ける道路が、中央分離帯等によって、物理的に往復方向に分離されている場合を除く。

<2. ②>

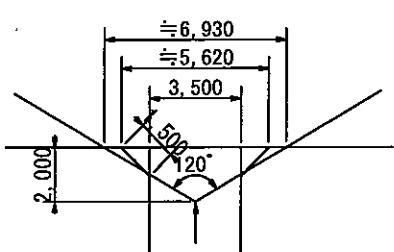


- ③ 出口と入口において自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りを 1.5m 以上とする。  
 ④ 出口付近の構造は、当該出口から 2m (自動二輪車専用駐車場にあっては、1.3m) 後退した車路の中心線上 1.4m の高さにおいて道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ 60 度以上の範囲内で歩行者確認ができる。

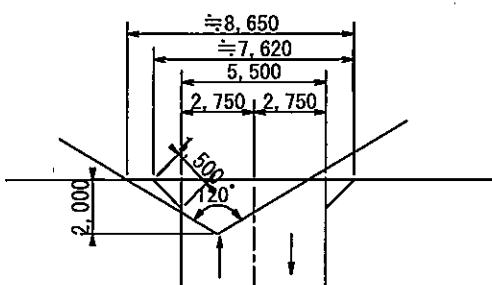
<2. ③ ④>

#### ■出口の視距等

<一方通行の場合>



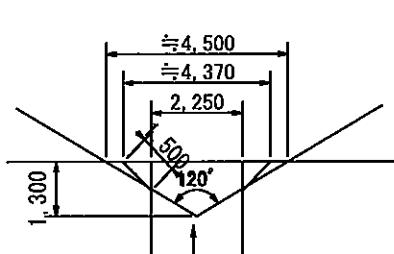
<相互通行の場合>



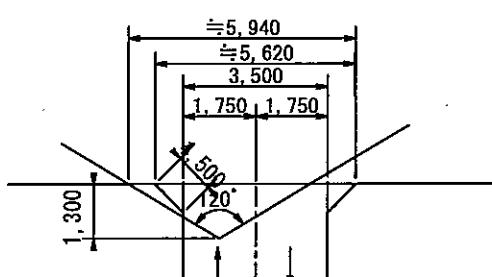
#### ■出口の視距等

(自動二輪専用駐車場)

<一方通行の場合>



<相互通行の場合>



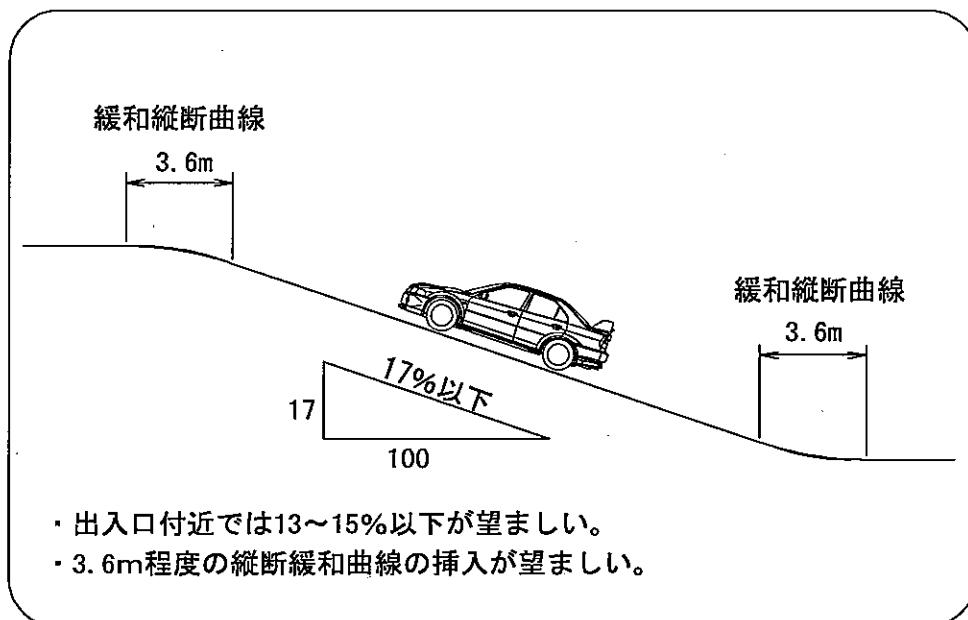
### 3. 車路等の基準

- ① 車路は、幅員 5.5m (自動二輪専用駐車場にあっては、3.5m) 以上、一方通行の場合は、3.5m (自動二輪専用駐車場にあっては、2.25m) 以上で自動車が円滑かつ安全に走行できるものでなければならない。(駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ歩行者の通行できない場合にあっては、2.75m(自動二輪車の場合 1.75m)以上)

建築物である車路の構造は次の条件を充たす必要がある。

- ア はり下の高さ 2.3m 以上であること
- イ 湾曲部は自動車が 5m 以上の内り半径(自動二輪車専用駐車場の湾曲部にあっては、3m) で回転可能な構造であること
- ウ 傾斜部の縦断勾配は、17%以下であること
- エ 傾斜部の路面は粗面又はすべりにくい材料で仕上げること

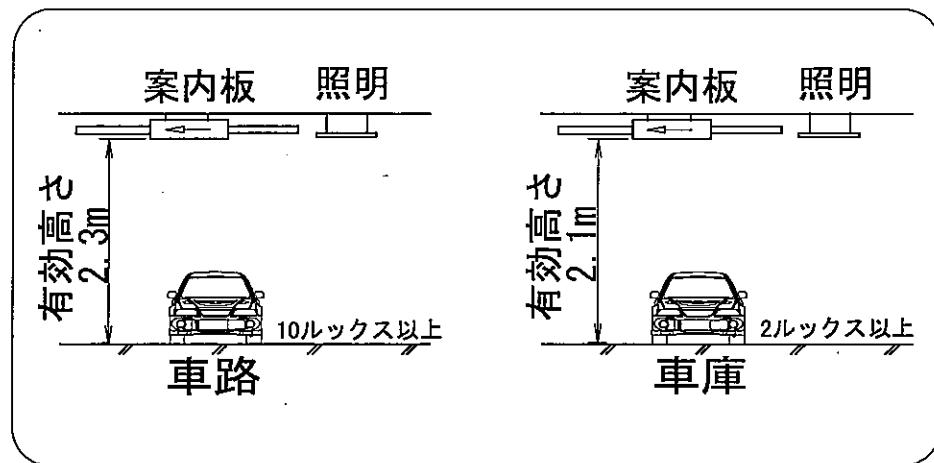
<3. ① ウ>



- ② 建築物である駐車場にあっては、駐車の用に供する部分のはり下の高さが 2.1m 以上であること
- ③ 建築物である駐車場にあっては、避難階段又はこれに代わる設備を設けること
- ④ 建築物である駐車場に給油所等火災の危険のある施設を附置する場合は、防火区画を設けること
- ⑤ 建築物である駐車場にあっては、内部の空気を 1 時間につき 10 回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けること。ただし、窓その他の開口部の換気に有効な部分の面積が、その階の床面積の 10 分の 1 以上あるときはこの限りではない。
- ⑥ 建築物である駐車場にあっては、次の条件を充たす照明装置を設けること

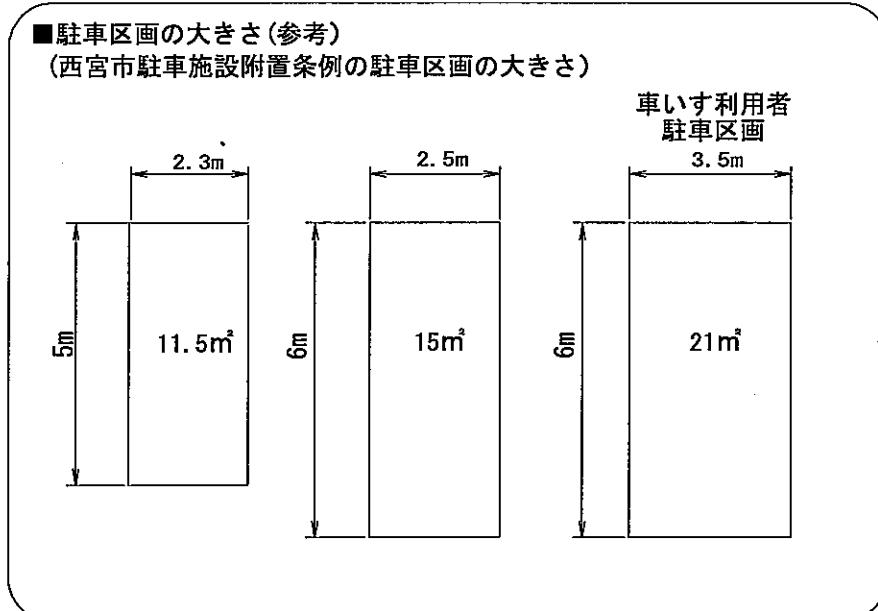
- ア 自動車の車庫の路面 10ルックス以上
- イ 自動車の駐車の用に供する部分の床面 2ルックス以上
- ⑦ 建築物である駐車場にあっては、自動車の出入及び道路交通の安全確保のため必要な警報装置を設けること

<3. ① ア、②、⑥>



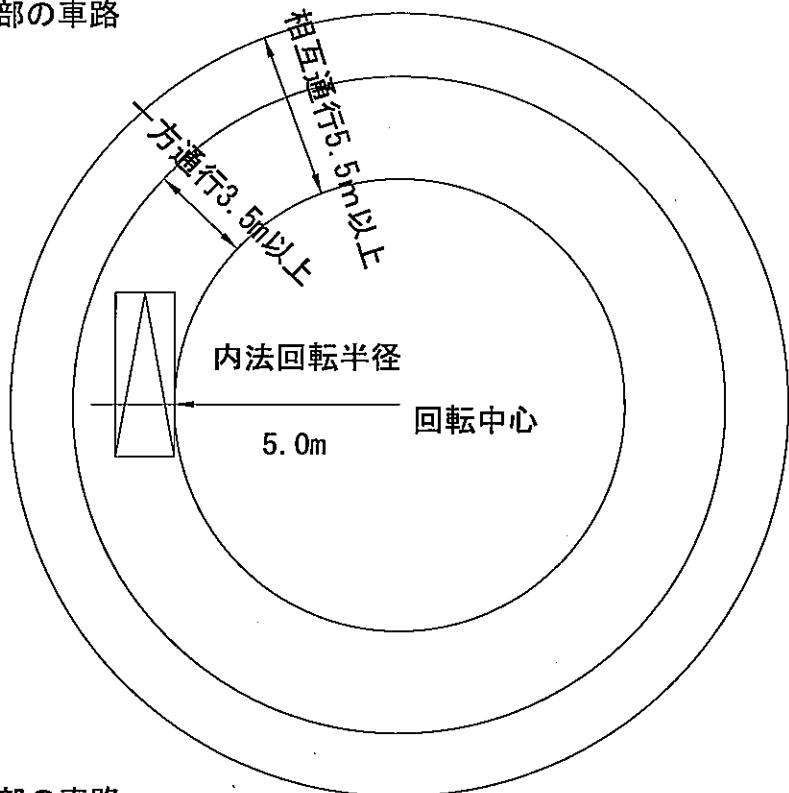
#### 4. 駐車区画

駐車区画の大きさは、駐車場法その他に特に定められてはいないが、自動車の大きさに、前後左右のクリアランス（空間）を加えた大きさとし、通常車体と柱、壁、隣の車体との間隔は30cm程度、ドアの開閉には60~80cm程度を必要とするとしている。

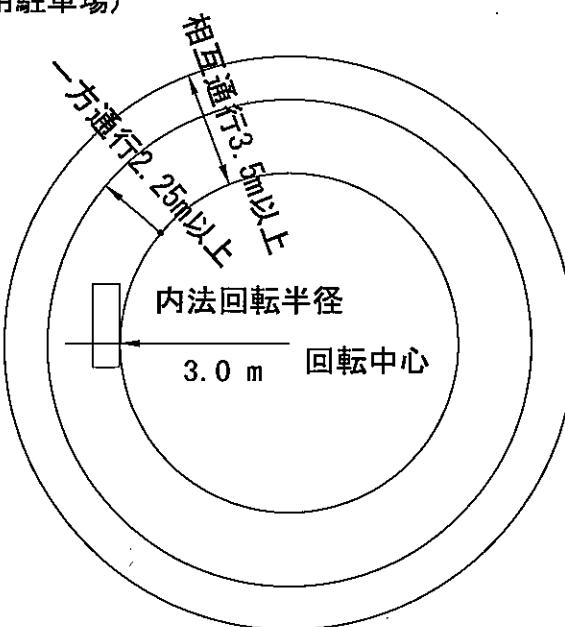


<3. ① イ>

■屈曲部の車路



■屈曲部の車路  
(自動二輪専用駐車場)



## 5. 機械式駐車場

特殊装置は国土交通大臣(旧建設大臣)が認めたものを用いることが必要です。(駐車場法施行令第15条)

垂直循環方式、水平循環方式などの機械式駐車場においては、施行令第15条の特殊装置の認定基準の中に、次のとおり前面空地を確保することとされています。

特殊装置と道路との間に、当特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けるものとする。ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることで足りる。(建設省都再開発第53号(昭和43年10月16日))

### ■前面空地について

